

ID: 13

担当部署: 総合政策部 秘書広報課

処分の概要	待遇の停止及び廃止		
例規名 根拠条項	真岡市表彰条例 第9条		
例規番号	昭和31年条例第101号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。 (待遇の停止及び廃止)</p> <p>第9条 功労者が、次の各号のいずれかに該当したときは、その間第4条の待遇を停止する。</p> <p>(1) 破産者にして復権を得ない者 (2) その他委員会が適当でないと認める者</p> <p>2 功労者が、禁錮以上の刑に処せられたときは、第4条の待遇を廃止する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日